

○国立大学法人筑波大学公印取扱規程

〔平成23年3月24日〕
〔法人規程第22号〕

改正 平成23年法人規程第39号
平成24年法人規程第7号
平成24年法人規程第60号
平成25年法人規程第12号
平成25年法人規程第44号
平成26年法人規程第33号
平成26年法人規程第56号
平成26年法人規程第63号
平成27年法人規程第23号
平成27年法人規程第47号
平成27年法人規程第50号
平成27年法人規程第60号
平成28年法人規程第37号
平成28年法人規程第68号
平成29年法人規程第13号
平成29年法人規程第45号
平成29年法人規程第54号
平成30年法人規程第38号
平成30年法人規程第71号
令和元年法人規程第16号
令和2年法人規程第30号
令和2年法人規程第45号

国立大学法人筑波大学公印取扱規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第90条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学が使用する公印の種類、寸法及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、これを押すことにより当該文書が真正なものであることを認証するためのものをいう。

(公印の作成等)

第3条 公印の作成、改刻及び廃止は、学長が行うものとする。

(公印の形式等)

第4条 公印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に刻印すべき組織の名称又は職名を浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「之印」の文字を加えて刻印することができる。

2 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(公印の種類、公印管守責任者等)

第5条 公印の種類は次のとおりとし、その名称及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表第1、第2及び第3のとおりとする。

(1) 第1種公印

法務局に登録された国立大学法人筑波大学長の印

(2) 第2種公印

国立大学法人筑波大学又は筑波大学若しくはその組織の名称を刻印した公印

(3) 第3種公印

役員又は職員（以下「職員」という。）でその職務権限が定められたものの職名を刻印した公印

2 学長は、前項に定める公印のほか、英文の証明書に使用するため、学長の氏名の英文サイン印章を作ることができる。

3 公印管守責任者は、公印に関する事務を総括し、及び公印の管理に関し公印管守担当者を監督する。

4 公印管守担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適切に使用されるよう管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

5 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、別記様式第1号の公印簿を備え、これに新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

(公印の使用等)

第6条 公印の使用を必要とする場合は、公印の押印を必要とする文書に原議書を添えて、公印管守担当者に公印の使用を請求するものとする。

2 公印管守担当者は、前項の請求を受けたときは、公印の押印を必要とする文書と決裁済みの原議書とを照合した上で、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守担当者は、その押印に立ち会わなければならない。

(公印の使用の特例)

第7条 特別の事情により公印の押印を必要とする文書に決裁済みの原議書を添えることができ

ないときは、その理由を付して、公印管守責任者に公印の使用を請求することができる。

- 2 公印管守責任者は、前項の理由がやむを得ないと認めるときは、公印の使用を承認するものとする。この場合において、公印管守担当者は、別記様式第2号の公印使用簿に必要事項を記入しなければならない。
- 3 公印管守担当者は、前2項の規定による公印の使用について、決裁済みの原議書の確認等必要な事後措置をとるものとする。

(公印の印影印刷)

第8条 一定の字句からなる文書で多数印刷するものにあつては、公印管守責任者が支障がないと認めるときは、総務課長と協議の上、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

- 2 電子計算機により作成する文書にあつては、公印管守責任者が支障がないと認めるときは、総務課長と協議の上、電子計算機により作成した印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(法人細則への委任)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、会計機関等の使用する公印に関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学公印取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第3中

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
哲学・思想学系長の印	30ミリメートル平方	支援室長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	
歴史・人類学系長の印				
文芸・言語学系長の印				
現代語・現代文化学系長の印				
教育学系長の印				
心理学系長の印				
障害科学系長の印				

社会科学系長の印			
社会工学系長の印			
生物科学系長の印			
農林学系長の印			
農林工学系長の印			
応用生物化学系長の印			
数学系長の印			
物理学系長の印			
化学系長の印			
地球科学系長の印			
物理工学系長の印			
物質工学系長の印			
機能工学系長の印			
電子・情報工学系長の印			
体育科学系長の印			
芸術学系長の印			
基礎医学系長の印			
臨床医学系長の印			
社会医学系長の印			
看護科学系長の印			
図書館情報学系長の印			

を削る。

附 則（平23.9.29法人規程39号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規程7号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.11.22法人規程60号）

- 1 この法人規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学公印取扱規程の一部を次のように改正する。
別表第3の陸域環境研究センター長の印及びアイソトープ総合センター長の印の項を削る。

附 則（平25.2.28法人規程12号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28 法人規程44号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27 法人規程33号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.5.9 法人規程56号）

この法人規程は、平成26年5月9日から施行する。

附 則（平26.10.16 法人規程63号）

この法人規程は、平成26年10月16日から施行する。

附 則（平27.3.26 法人規程23号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27.5.28 法人規程47号）

この法人規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平27.6.25 法人規程50号）

この法人規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平27.9.24 法人規程60号）

この法人規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平28.3.24 法人規程37号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.12.22 法人規程68号）

この法人規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平29.3.23 法人規程13号）

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29.6.22 法人規程45号）

この法人規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平29.9.28 法人規程54号）

この法人規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 22法人規程38号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30. 9. 27法人規程71号）

この法人規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令元. 10. 31法人規程16号）

この法人規程は、令和元年10月31日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学公印取扱規程の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（令2. 3. 26法人規程30号）

- 1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科に係る別表第3の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2. 7. 3法人規程45号）

この法人規程は、令和2年7月3日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

第1種公印

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
国立大学法人筑波大学長の印	30ミリメートル平方	総務課長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	法令に基づく申請、契約等に係る重要な文書専用

別表第2 (第5条関係)

第2種公印

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
国立大学法人筑波大学の印	30ミリメートル平方	総務課長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	
筑波大学の印				
附属小学校の印	25ミリメートル平方	当該附属学校の副校長（以下「附属学校副校長」という。）		
附属中学校の印				
附属駒場中学校の印				
附属高等学校の印				
附属駒場高等学校の印				
附属坂戸高等学校の印				
附属視覚特別支援学校の印				
附属聴覚特別支援学校の印				
附属大塚特別支援学校の印				
附属桐が丘特別支援学校の印				
附属久里浜特別支援学校の印				
筑波大学の印	40ミリメートル平方	総務課長		

別表第3 (第5条関係)

第3種公印

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考	
国立大学法人筑波大学長の印	28ミリメートル平方	総務課長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者		
筑波大学長の印	30ミリメートル平方				
国立大学法人筑波大学理事の印					
筑波大学副学長の印					
国立大学法人筑波大学監事の印					
国立大学法人筑波大学部長の印	23ミリメートル平方				
部長の印					
国立大学法人筑波大学課長の印	20ミリメートル平方				
課長の印					
国立大学法人筑波大学室長の印					
エリア支援室長の印		エリア支援室長			
支援室長の印		支援室長			
国際統合睡眠医科学研究機構事務部門長の印		国際統合睡眠医科学研究機構事務部門長			
ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター長の印		学生部就職課長			
人文社会ビジネス科学学術院長の印	30ミリメートル平方	エリア支援室長、支援室長又は教育推進部課長（グローバル教育院担当）			
理工情報生命学術院長の印					
人間総合科学学術院長の印					
人文・文化学群長の印					
人文・文化学群学類長の印	23ミリメートル平方				

社会工学類長の印				
情報学群長の印	30ミリメートル平方			
情報学群学類長の印	23ミリメートル平方			
情報科学類長の印				
情報メディア創成学類長の印				
知識情報・図書館学類長の印				
医学群長の印	30ミリメートル平方			
医学類長の印	23ミリメートル平方			
看護学類長の印				
医療科学類長の印				
体育専門学群長の印	30ミリメートル平方			
芸術専門学群長の印				
グローバル教育院長の印				
総合学域群長の印		総合学域群担当課長		
グローバル・コモンズ機構長の印		グローバル・コモンズ機構担当課長		
アーカイブズ館長の印		アーカイブズ館長		
人文社会系長の印		エリア支援室長		
ビジネスサイエンス系長の印		支援室長		
数理物質系長の印		エリア支援室長		
システム情報系長の印				
生命環境系長の印				
人間系長の印				
体育系長の印				
芸術系長の印				
医学医療系長の印				
図書館情報メディア系長の印				
国際統合睡眠医科学	20ミリメ		機構長	

校長の印			
附属桐が丘特別支援 学校長の印			
附属久里浜特別支援 学校長の印			
理療科教員養成施設 長の印	20ミリメ ートル平方	東京キャンパス事 務部企画推進課長	
国際産学連携本部 長の印		国際産学連携本部 産学連携統括	
つくば臨床医学研究 開発機構長の印		病院総務部総務課 長	
開発研究センター長 の印		産学連携部産学連 携企画課長	
オープンイノベーシ ョン国際戦略機構長 の印			
アスレチックディレ クターの印			
国立大学法人筑波大 学長の印		15ミリメ ートル平方	総務課長
筑波大学長の印	総務部人事課長		
	総務課長		
	教育推進部教育推 進課長		
	支援室長		
	病院総務部総務課 長		
	東京キャンパス事 務部学校支援課長		
筑波大学附属病院長 の印	病院総務部医療支 援課長		
附属小学校長の印	附属学校副校長		
附属中学校長の印			
附属駒場中学校長の 印			
附属高等学校長の印			
附属駒場高等学校長 の印			
附属坂戸高等学校長			

の印			
附属視覚特別支援学 校長の印			
附属聴覚特別支援学 校長の印			
附属大塚特別支援学 校長の印			
附属桐が丘特別支援 学校長の印			
附属久里浜特別支援 学校長の印			
理療科教員養成施設 長の印	東京キャンパス事 務部学校支援課長		

別記様式第1号(第5条関係)

公印簿

(印影)	
公印の種類	
印材	
寸法	
作成・改刻年月日	
使用開始年月日	
廃止年月日	
備考	

- (注) 1 用紙は、A4判とし、公印1個につき1枚とすること。
2 印影欄には、強じんな和紙に押印した印影を貼付すること。

